

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見1

意見の内容
<p>(項 目) 楽農学園事業の講座内容の見直し</p> <p>(内 容) 楽農学園が運営する講座のうち、野菜、果樹、花き講座は人気が高く、毎年応募者が定員を超えるため書類選考が行われている。一方で、水稻講座は受講生が少なく、農業サポーターの農家派遣も殆ど行われていない。これは、水田の新規取得が難しいことに加え、稲作はJA子会社等の営農組織がサポートしており、知識習得やサポーター派遣のニーズが乏しいためと考えられる。</p> <p>また、就農チャレンジコースや企業等農業参入講座についても、受講期間が長かったり講座のニーズが乏しかったりして、受講生が少なくなっている。上記の実態を踏まえ、市民のニーズに対応しつつ富山市の人的・財務的リソースを最有効活用するため、不人気講座は開催の可否を検討するとともに、人気講座は定員枠を拡充するなど、柔軟な運営を行うことが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>水稻講座の応募者数は平成 22 年度以降定員を下回っているが、水稻に関して当センター以外に市民が学べる研修講座はないことや、毎年、相続や高齢化により実家の田で水稻栽培をしなければならない方々の応募が一定程度あることから、サポーターの確保や本市の農業振興を図るうえで水稻講座の継続は意義のあるものと考えている。</p> <p>次に、企業等農業参入講座についても応募者が定員を下回っているが、水稻講座と同様に当センター以外に企業の農業参入について学べる講座はないことや新たな担い手の獲得につながる可能性があること、また、同講座は年間 1 日のみであり、講師も担当各課の職員が行っており人的・財務的リソースが大きく損なわれることはないことから、引き続き同講座を継続してまいりたいと考えている。</p> <p>続いて就農チャレンジコースについては、野菜専科および梨専科の講座があり、受講期間は 3 年以内となっている。農業サポーター養成コースの野菜講座および果樹講座の受講生の中から、就農や経営拡大を目指したいと考えてる者に向けて開催している講座であり、実際に新規就農する受講生もいるが、就農までのハードルが高いと考える対象者が多いことから、現状では受講者数は定員に満たない状況となっている。</p> <p>そのため、本年度より対象者の在学中から就農チャレンジコースについて理解を深めてもらう機会を設けるとともに、本格的な就農ばかりではなく「直売所」への出荷を対象とした生産を目標する等、「半農半エックス」的な就農を目指していく講座でもあることを説明し受講者の確保及び農業サポーターの確保に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>【参考】 半農半X → 半農半エックスとは、1994年頃に塩見直紀氏が提唱した生き方で、半分農業で食べていくための自給自足の生活を送りながら、もう半分で自分の好きなことややりたいこと、やりがいのある仕事をする生き方で、近年は、さらに広い解釈として農と関わりながらおだやかに過ごす「農的暮らし」という言葉も使われている。</p>

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見2

意見の内容
<p>(項 目) 会議棟の利用促進策の検討</p> <p>(内 容) 会議棟の利用人数が年々大きく減少している。会議棟は、主に農林水産部の各課や旧本館に入居していた富山市農業再生協議会が使用していたが、平成29年に富山市農業再生協議会が外部に移転したため、それ以降利用人数が大きく減少した。また、会議棟の存在が市民に認知されていないため、平成29年7月以降、市民の利用はゼロとなっている。なお、営農サポートセンター職員に試算してもらった結果、機械警備委託料や清掃委託料等により会議棟の維持に年間700千円程度の支出が発生している模様である。会議棟については、市民にとっての必要性、今後の利用見込み、施設の維持管理費、施設廃止に伴う追加支出（補助金返還額を含む）等を勘案したうえで、早期に存廃の方針を整理することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>今回ご意見をいただいた会議棟については、「第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編」に掲げる施設に該当し、国・県補助金の残存期限が令和13年までとなっていることから、他の老朽化施設を含め、令和14年度以降の施設の解体を要望している状況となっている。</p> <p>また、会議棟の使用については、市及び県の農業関係の行政が主催する会議などに活用されるとともに、玄関の風除室については地場もん屋の集荷場所として恒常的に活用されるほか、地域防災計画においては2階中会議室が避難場所として指定されていることから、災害発生時における市民の安全確保の拠点とされている状況である。</p> <p>これらのことから、解体までの期間、本施設を維持し農業関係の行政が主催する会議や地場もん屋の集荷場所、市民の安全を確保する避難所として機能を保持していくためには、安全性を考慮した修繕や夜間の機械警備、清掃業務等の業務委託費等が必要と考えており、今後とも必要最低限の経費で解体まで施設を維持管理していきたいと考えている。</p> <p>【参考】 営繕課での解体費用（税込）試算（概算）</p> <p>会議棟解体費用 43,400千円 （注：その他経費として、実施設計費（解体工事前）、アスベスト含有調査費が最低必要）</p>

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見3

意見の内容
<p>(項目) 庭園や花壇の維持管理費の見直し</p> <p>(内容) 当施設は、敷地面積の1/2程度を占める広大な庭園を有するが、当該庭園の維持管理業務委託費として毎年3,500千円～4,000千円程度の支出が発生している(楽農学園事業費の※4委託料を参照)。また、当施設の空き地では、職員が観賞用の大きな花壇を作っているが、当該花壇の製作・管理に係る所要時間(人件費)や経費は把握できていない。これらの庭園や花壇は、条例に定める施設の設置目的と直接的な関係はないものと思われる。また、当施設は、原則として関係者以外立入り禁止であるため、これらの庭園や花壇を市民が利用する機会も非常に限られている。庭園や花壇の整備に係る歳出は、当施設の設置目的や利用の実態に見合っていない可能性があるため、その必要性を再検討するとともに、必要と判断する場合でも、市民の利用増加や歳出削減のための施策を検討することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>営農サポートセンターは、開設当初「フラワーセンター」と呼称され、庭園部分は中央に芝生広場を有し、それを取り囲むように草花のモデル花壇や数々の品種を有するつばき園、各県の樹木を展示する県木園や二俣川に沿って定植されている桜並木などが配列され、四季折々の散策ができる「市民の憩いの場」として知られていたが、庭園部分を「施設」としては捉えておらず「敷地」の一部として、また、管理棟に付属するものとして取り扱っていたことや市民に開放された庭園のため貸出する対象ではなかったことから、条例に記載されている「施設」としては明記されていない。</p> <p>このことについて本市の法務専門官より、施設内で事故等が生じた場合、市としての責任は免れずどのように補償するのかなど問題が生じることから、「関係者以外立入り禁止」の注意喚起看板を設置し開放していた門も常時閉じるよう指摘を受けた経緯があり、現状では市民に開放はしていない。</p> <p>庭園部分は当施設にとっての行政目的として必要な部分ではないが、施設管理を行う上で最低限の除草、樹木剪定等を行わなければならないと考えており、約4haの面積を有するため現場職員では対応しきれない芝生広場の除草剤散布や樹木下の除草管理、低木及び高木の樹木管理を業務委託で対応し、現場職員で対応可能な管理については2名(再任用職員1名+会計年度職員1名)の現場職員で必要最低限の対応している。</p> <p>なお、庭園の花壇については、花き講座の実践研修で行っている草花苗の鉢上げした苗を受講生で定植するなど、楽農学園の研修事業で活用をしており、今後とも必要最低限の管理で庭園部分の維持管理を図っていきたいと考えている。</p>

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見4

意見の内容	
(項 目) 電力契約の見直し	
(内 容) 当施設は、温室・ハウスの暖房器具類を使用する関係で冬場の電力消費量が50kwを超えることが多かったため高圧電力を使用している。しかし、旧本館の利用停止、老朽化した高圧受電機器の更新と集約化、太陽光発電の導入等により、昨今では高圧電力の目安である50kwを超えることは殆ど無くなっている。このような環境変化を踏まえ、コスト削減の観点から、電気料金に関する各種プランを調査したうえで、高圧電力の継続要否等を検討することが望まれる。	
(意見に対する考え方)	
<p>現在の電気基本料金については、30分おきに計測した1年間で最も多い使用量を基準に決定される。</p> <p>50KWを超える使用量設定となっているのは、冬季における使用量（実測値に基づくもの）を考慮したものであり、温室の暖房や温床施設の電力消費量の増加に起因するものと考えているが、楽農学園事業で使用する苗の育苗や施設の維持に必要な暖房によるものであることから使用量を下げることが難しい。</p> <p>次に、平成30年度に高圧受電設備に関する大規模な設備投資を実施（約11,500千円）しており、キュービクルや高圧ケーブルの更新などを行っている。</p> <p>仮に現状よりも大幅に電力使用量を減らし低圧電力に変更するとしても、低圧電力に対応した設備の変更工事が必要でかなりの費用がかかるものと聞いており、現状では、次の大規模設備投資時に判断すべきものとする。</p> <p>これらのことを踏まえ、電力会社と協議を行ったところ、使用量を50kwにいかないように現状よりも大幅に減らすことができれば低圧電力に変更できる可能性があるが、現在の電力使用状況では冬季間の電力の使用量が多く低圧電力に変更することは現実的ではないという回答があったことから、当センターとしては、料金的に有利な現在採用している「業務用季節別時間帯別電力」プランを継続したいと考えている。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見5

意見の内容	
(項 目) 楽農学園事業の講座受講料の見直し	
(内 容) とやま楽農学園運営実施要領は、講座受講料を「各コースで発生する種苗代及び紙資料代の実費相当」と規定している。しかし、講座受講料は、消費税増税時以外は見直されておらず、現在の講座受講料の計算根拠は不明となっている。過去に講座受講料が設定されてから、定員の削減や諸経費の値上がり等の環境変化が生じているため、講座受講料の水準が妥当なものかどうか再検討することが望まれる。なお、再検討にあたっては、講座受講料により賄うべき経費の範囲を再整理するとともに、現在の受講者数や経費の発生状況、他団体が実施している類似講座の受講料等を総合的に勘案することが望まれる。	
(意見に対する考え方)	
	<p>とやま楽農学園の講座授業料については、開始当初から講座 1 回当たりの実費相当額 (3 0 0 円程度) に各講座ごとの講座回数を乗じた金額を受講料として徴収してきた経緯がある。</p> <p>楽農学園で開講している研修と類似した近県の農業研修との比較では、福井県では講座 1 回に対し 5 0 0 円、石川県では講座回数 4 0 回程度で受講料無料、別途テキスト代 3 , 0 0 0 円程度、新潟県においては受講期間 1 年間で受講料無料、テキスト代等の実費となっている。</p> <p>講座受講料については、ご意見のとおり、賄うべき経費の範囲を整理するとともに、受講希望者の受講意欲が損なわれない金額となるよう検討・調整してまいりたいと考えている。</p>

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見6

意見の内容	
<p>(項 目) 楽農学園事業の歳入予算の精緻化</p> <p>(内 容) 営農サポートセンターでは、楽農学園事業費の歳入予算を策定する際に定員ベースで講座受講料の計算を行っている。しかし、実際には定員に満たない講座があることから、毎年の歳入決算額は歳入予算額の70%水準となっている。予算管理の精緻化のため、歳入予算を策定する際は、現実的な受講者数を見積もって講座受講料を計算することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>歳入予算額については、ご意見のとおり、各講座の受講者数の算定方法や受講料について協議するとともに、定員に満たない講座については、定員を確保できる講座のあり方・内容を検討してまいりたいと考えている。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見7

意見の内容	
<p>(項 目) 講座受講料の決定や見直しに係る事務手続</p> <p>(内 容) 令和2年度は、コロナ禍で講座回数が減ったため楽農学園受講料を減額しているが、とやま楽農学園運営実施要領には講座受講料の決定や見直しに関する手続きが明記されておらず、意思決定にあたって農林水産部長に口頭で承認を得るのみとなっている。講座受講料の決定や見直しに係る事務フローを明確にするとともに、特に講座受講料の見直しがあった場合は、その意思決定過程を文書で残すことが望まれる。</p> <p>(意見に対する考え方)</p> <p>受講料の決定や見直しに係る事務フローは明確ではなく、意思決定過程も文書で残されていないことから、ご意見のとおり、とやま楽農学園運営実施要領の修正等について検討してまいりたいと考えている。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見8

意見の内容															
(項 目) 遊休財産の活用方針の整理															
(内 容) 視察の結果、以下の財産が遊休状態となっていた。これらについては、市民にとっての必要性、今後の利用見込み、施設の維持管理費、施設廃止に伴う追加支出（補助金返還額を含む）等を勘案したうえで、早期に存廃や利活用の方針を整理することが望まれる。{旧本館、休憩所四阿、作業所工作室（旧保冷库）、集中管理棟、資材庫（旧シカ舎）、温室（旧B棟、C棟）}															
(意見に対する考え方)	<p>今回ご意見をいただいた施設については、「第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編」に掲げる施設に該当し、旧本館の国・県補助金の残存期限が令和6年までとなっていることから、他の老朽化施設を含め、令和9年度までに施設の解体を要望している状況となっている。</p> <p>本施設の解体までの期間、本施設を維持管理するためには、夜間の機械警備や安全性を考慮した修繕、消防設備保守点検、暖房用燃料等の経費が必要と考えており、今後とも必要最低限の経費で解体までの期間、施設を維持管理していきたいと考えている。</p> <p>【参考】 営繕課での解体費用（税込） 試算（概算）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">旧本館</td> <td style="text-align: right;">49,000千円</td> </tr> <tr> <td>休憩所四阿</td> <td style="text-align: right;">2,200千円</td> </tr> <tr> <td>作業所工作室（旧保冷库）</td> <td style="text-align: right;">17,700千円</td> </tr> <tr> <td>集中管理棟</td> <td style="text-align: right;">4,500千円</td> </tr> <tr> <td>資材庫（旧シカ舎）</td> <td style="text-align: right;">1,600千円</td> </tr> <tr> <td>温室（旧B棟、C棟）</td> <td style="text-align: right;">4,400千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">79,400千円</td> </tr> </table> <p>(注：その他経費として、実施設計費(解体工事用)、アスベスト含有調査費が最低必要)</p>	旧本館	49,000千円	休憩所四阿	2,200千円	作業所工作室（旧保冷库）	17,700千円	集中管理棟	4,500千円	資材庫（旧シカ舎）	1,600千円	温室（旧B棟、C棟）	4,400千円		79,400千円
旧本館	49,000千円														
休憩所四阿	2,200千円														
作業所工作室（旧保冷库）	17,700千円														
集中管理棟	4,500千円														
資材庫（旧シカ舎）	1,600千円														
温室（旧B棟、C棟）	4,400千円														
	79,400千円														

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見9

意見の内容	
<p>(項 目) 施設廃止を見据えた経費の最小化</p> <p>(内 容) 当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。また、市民の使用実績が非常に少なくなっている。 そのため、当該施設においては、施設の廃止までの歳出を最小化することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①大山農村環境改善センター 非正規職員の業務としては、(1)利用者の受付・利用料の収受、(2)施設内外の管理・清掃がある。 (1)について、八尾は使用料無料かつ登録グループによる使用に制限しているため、鍵貸し出しによる管理ができる。しかし、大山は不特定多数の不定期的な利用申し込みで、また金銭収受を行う必要があることから常駐職員による対応が必要である。 (2)について、八尾は富山市シルバー人材センターに施設内の清掃を委託している。大山は施設内は同様の委託が可能と考えられるが、広い裏庭の除草管理が困難と思われる。年1回富山市シルバー人材センターに除草委託を行っているが、宅地・農地と隣接しているため通年的な除草が求められており、常駐職員による草刈り作業を行う必要がある。 よって、現状維持としたい。</p> <p>②山田交流促進センター 山田交流促進センターについては、令和5年4月から山田公民館に集約化されることが決まっており、一時避難所としての継続利用については関係課と調整し必要な措置をとってまいりたい。 今後、電力契約の見直しを検討しながら必要最小限の経費で施設の維持管理に努めていきたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見10

意見の内容	
<p>(項 目) 類似施設における使用料や実費負担の整合性確保</p> <p>(内 容) 旧町村部の類似施設において使用料や実費負担に大きな差が出ていることは、負担の公平性の観点から問題があると考えます。なお、両施設は廃止の方向性が明確になっているため、今から使用料や実費負担の考え方を見直す必要性は乏しい。一方で、富山市第4期行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の類似施設について使用料や実費負担が公平に設定されているかどうかを再確認するとともに、それらの計算方法を体系的に整理することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①大山農村環境改善センター ②八尾農村環境改善センター</p> <p>・両施設ともにスポーツを行える多目的ホールがあり、大山は有料、八尾は無料であるが、八尾については令和5年度までに使用中止とする計画である。 大山については廃止に向けて協議を進めているところである。 貸付で土地改良区へ部屋貸し付けを行うにあたっての実費徴収については施設間で差異がある。現在、両施設所在の土地改良区3組織に対して移転を促す協議を行っているところであり、協議途中のため現状維持としたい。</p> <p>③山田農林産物処理加工直販施設 貸与先であるNPO法人「山田の案山子」と協議し、今後の利用方法について検討の上、行政経営課と連絡調整を行い再確認してまいりたい。</p>	
<p>制度所管課 (行政経営課)</p> <p>使用料の見直しにおいては、サービス提供に要するコストや公共性に基づく負担割合、類似施設の市場価格など、使用料の算定根拠を明確化し、サービスの特性に応じた適正コスト負担の在り方を定めることで、受益者負担の透明性や公平性を確保していくこととしている。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見11

意見の内容	
<p>(項 目) 多目的ホールのメンテナンス</p> <p>(内 容) 多目的ホールの床のワックスが部分的に剥げており、運動等をする際に危険な状態となっていた。当施設は、廃止の方向性が決定しており、かつ、市民の利用実績が殆ど無くなっているが、実際に閉鎖するまでは依然として市民の利用が想定されている。市民が安全に施設を利用できるようにするため、適切にメンテナンスを行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①大山農村環境改善センター 今後の方針として廃止を目指しており、また、利用実績がほとんど無い状況でメンテナンスを行うのは費用対効果的に難しい。よって利用者に、運動を伴わない集会場として利用してもらうよう協力を求めたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見12

意見の内容	
<p>(項 目) 施設廃止に向けた関係部署間での連携</p> <p>(内 容) 当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。一方で、当施設は、多目的ホールの使用料が無料であるため近隣住民が活発に使用しており、代替施設の案内が問題となる。これについては、市民生活相談課が主体となって卯花公民館等への案内等を検討しているとのことである。このように、当施設は依然として近隣住民の使用が多いため、廃止にあたっては相応の準備期間を確保し、関係各課と連携しながら混乱が生じないように対応することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①八尾農村環境改善センター 令和 3 年度に市民生活相談課と合同で、多目的ホール利用者への説明会を開催し、令和 5 年度までの多目的ホールの利用終了・他の体育施設への移動を依頼した。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見13

意見の内容	
<p>(項 目) 富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理</p> <p>(内 容) 現物実査の結果、多目的ホール更衣室のロッカーや会議室に、用途や所有者が不明な機材等が確認された。公の施設内に富山市所有以外の備品が保管されていると、その管理責任が曖昧になるとともに、処分時に富山市に歳出負担が生じる可能性がある。所管課は、実際の所有者を特定し、これらの備品を引取ってもらうべく交渉することが望ましい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①八尾農村環境改善センター 令和 5 年度までに多目的ホールの使用を終了するので、使用者に対して私物があれば持ち帰るように呼びかける。</p>	
<p>制度所管課 (管財課)</p> <p>5 万円以上の備品には標示票を貼付、それ以外の備品には市の備品と判別できるようにマーキング等を行い、備品台帳に保管場所を記載するとともに、他団体が所有する備品には団体名を記載させ、市と他団体の備品の区別が確実にできるように周知してまいりたい。 また、備品の基準金額及び標示票を貼付する備品の金額について、今後検討してまいりたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見14

意見の内容	
<p>(項 目) 開錠不能になっている金庫の処分</p> <p>(内 容) 現物実査の結果、未使用の管理人休憩室に開錠不能な金庫が存在した。 金庫内に情報資産が保管されている可能性も否定できないことから、所管課は、開錠のうえ内部を確認するとともに、開錠方法や鍵の管理方法を適切に管理することが望ましい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①八尾農村環境改善センター 開錠し廃棄することを検討したい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見15

意見の内容	
<p>(項 目) 目的外使用料の見直し</p> <p>(内 容) 当施設は、その一部を富山市の外郭団体である㈱ほそいりが占有している。㈱ほそいりは、行政財産使用料条例別表1に則って建物及び底地の固定資産税評価額に基づき計算された目的外使用料を支払っているが、当施設が山間部に立地しており固定資産税評価額が低いことから、令和2年度の目的外使用料は572千円となっている。一方で、当施設は幹線道路沿いに存在し利用者が多いことから、㈱ほそいりはコロナ禍前の令和1年度に当施設で売上111,754千円、当期利益18,823千円を計上している。</p> <p>当施設の借地料や光熱水費等は㈱ほそいりが負担しているが、建物の修繕費や大規模修繕は富山市が負担していることを勘案すると、収益獲得力の高い当施設について富山市が収受している目的外使用料は過少である可能性がある。</p> <p>富山市の歳出負担を軽減するため、収益獲得力の高い施設については、使用者の利益水準等に応じた柔軟な計算式を適用することが望まれる。なお、行政財産の使用許可の場合は、行政財産使用料条例第3条で目的外使用料の計算式が決まっており、他の計算式を採用する余地が無い。一方で、行政財産の一部貸付の場合は、行政財産貸付要領第4条2項である程度柔軟な計算式を適用することが可能である。そのため、当施設についても一部貸付へと変更したうえで、将来の修繕費や大規模修繕の発生見込額をカバーできるよう、行政財産使用料条例第3条により計算した金額を下限としつつ当期利益等に一定の料率を乗じた金額を貸付料として設定することが考えられる。</p>	
(意見に対する考え方)	
<p>① 林林</p> <p>現在の管理体制で一部貸付を検討する場合、富山市公有財産貸付要領第4条2項の定めに基づく貸付金額を設定することが困難なことから、今後も、行政財産の使用許可による使用料金額を設定したいと考えている。</p> <p>なお、管理制度そのものについて、今後見直しを検討したいと考えている。</p>	
制度所管課 (行政経営課)	
<p>今後の施設管理の手法については、当該施設の運営やあり方等を踏まえ、他の自治体の管理状況等も参考にしながら検討してまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見16

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 複合施設における管理主体の明確化</p> <p>(内 容) 当施設は、3つの機能を有する複合施設であるが、施設のハード面の管理は農業振興課が、業務運営は市立公民館の所管課である教育委員会（職員1名）と地区センターの所管課である市民生活相談課（職員1名）が担っている。複合施設を少人数で運営していると、業務の管轄を画一的に線引きできない場合が多く、その結果、備品の購入や修繕の負担関係について各所管課で意見が異なり、意思決定に時間がかかるという声が聞かれた。この点、富山市は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で複合施設への再編を進めているため、今後他の複合施設でも同様の問題が生じる可能性がある。 そのため、複数の機能を有する複合施設については、最も重要な機能を特定したうえで、その機能を担う部署に施設管理の権限と責任を与えるなど、施設を効果的、効率的に運営するための仕組みを構築することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>大長谷交流センターは平成10年に山村振興等農林漁業特別対策事業により、都市住民を対象として地域の自然や農山村生活の体験学習の実施、地域資源や地域特産物の総合的な紹介機能を併せ持つ施設として整備された。平成17年の市町村合併後は、公民館・地区センター機能をもった施設となったが、農林水産部所管の施設としての使用は年々減少してきているにもかかわらず、所管は農林水産部のまま現在に至っている。 いただいたご意見を参考に効率的な運営の仕組みを検討してまいりたい。</p>	
<p>制度所管課（行政経営課）</p> <p>その設置目的や経緯等を踏まえ、市民にとってより身近で分かりやすい施設管理のあり方について、今後も検討してまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見17

意見の内容
<p>(項 目) 施設使用料及び実費負担の考え方の整理</p> <p>(内 容)</p> <p>①大長谷交流センター管理費 当施設では、地元のNPO団体が山菜祭り（5月）やそば祭り（11月）を開催している。当該イベントでは、当施設の調理室を使用して地元の特産品等を調理・販売しているが、使用者に電気・ガス・水道代等の実費を請求していない。</p> <p>②黒瀬谷交流センター管理費 当施設は、黒瀬谷地区の住民組織である「黒瀬谷交流センター運営委員会」が4月～12月の毎月第3日曜日に特産品直売イベント（菜菜こられ市）を開催している。当該イベントでは、当施設の調理室を使用して地元の特産品等を調理・販売しているが、使用者に電気・ガス・水道代等の実費を請求していない。</p> <p>【共通】 これについては、当施設は、条例で施設使用料が無料になっているため、使用者に電気・ガス・水道代等の実費相当額を別途請求することは合理的ではないと考える。一方で、富山市第4期行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の施設について使用料や実費負担が公平に設定されているかどうかを再確認し、使用料や実費負担の計算方法を体系的・合理的に整理することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①大長谷交流センター管理費 いただいた意見を参考に使用料や実費負担の計算方法について行政経営課と連絡調整を踏まえて、運用方法を整理してまいりたい。</p> <p>②黒瀬谷交流センター管理費 いただいた意見を参考に使用料や実費負担の計算方法について行政経営課と連絡調整を踏まえて、運用方法を整理してまいりたい。</p>
<p>制度所管課（行政経営課）</p> <p>使用料の見直しにおいては、サービス提供に要するコストや公共性に基づく負担割合、類似施設の市場価格など、使用料の算定根拠を明確化し、サービスの特性に応じた適正コスト負担の在り方を定めることで、受益者負担の透明性や公平性を確保していくこととしている。</p>

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見18

意見の内容
<p>(項 目) 富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理</p> <p>(内 容)</p> <p>①大長谷交流センター 現物実査の結果、当施設内に富山市以外の個人、団体の所有物が複数確認された。</p> <p>②黒瀬谷交流センター 現物実査の結果、調理実習室等に菜菜こられ市等を運営している黒瀬谷交流センター運営委員会の私物が多数確認された。</p> <p>①②共通 公の施設内に富山市所有以外の備品が保管されていると、その管理責任が曖昧になるとともに、処分時に富山市に歳出負担が生じる可能性がある。 所管課は、前述の標示票の貼付と合わせて、所有者にも備品持ち込み時には名称を記載することを周知徹底し、各々の所有物の範囲や管理責任を明確化することが望ましい。</p> <p>③八尾ゆめの森交流施設 現物実査の結果、当施設内に指定管理者が指定管理業務を行うために持ち込んだ備品が多数保管されており、それらと富山市の備品が混在して区分が曖昧になっていた。 所管課は、富山市の備品を容易に実査できるようにするため、前述の標示票の貼付と合わせて、指定管理者に備品の整理整頓を指導することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①大長谷交流センター 大長谷交流センターにある市所有の備品については、棚卸により備品として残すものと消耗品として除却するものに整理した。 今後、5万円以上の備品を市が取得した場合は、備品表示票を貼付し適正に管理していく。また、現在所有している備品についても購入金額が判明しているものについて備品表示票を貼付する。 なお、他団体の備品を保管させる場合には、公有財産管理規則に定める手続きを経て、許可するものとし、個人・団体の所有する備品には個人・団体名を記載させ、市の所有物と明確にわけて管理していく必要がある。</p> <p>②黒瀬谷交流センター 黒瀬谷交流センターにある市所有の備品については、棚卸により備品として残すものと消耗品として除却するものに整理した。 今後、5万円以上の備品を市が取得した場合は、備品表示票を貼付し適正に管理していく。また、現在所有している備品についても購入金額が判明しているものについて備品表示票を貼付する。 なお、他団体の備品を保管させる場合には、公有財産管理規則に定める手続きを経て、許可するものとし、個人・団体の所有する備品には個人・団体名を記載させ、市の所有物と明確にわけて管理していく必要がある。</p>

③八尾ゆめの森交流施設

八尾ゆめの森交流施設にある市所有の備品については、棚卸により備品として残すものと消耗品として除却するものに整理した。

今後、5万円以上の備品を市が取得した場合は、備品表示票を貼付し適正に管理していく。また、現在所有している備品についても購入金額が判明しているものについて備品表示票を貼付する。指定管理者においても備品の管理を徹底させ、市の所有物と明確にわけて管理していく必要がある。

制度所管課（管財課）

①大長谷交流センター、②黒瀬谷交流センター

富山市の備品については、備品台帳に記載し、取得価格又は評価価格が5万円以上のものは標示票を貼付し、適切に管理することになる。

また、富山市以外の備品については、基本的には持ち帰ってもらうことになるが、やむを得ない理由で施設に置く場合は、行政財産目的外使用許可が必要となるので、適切な手続きを行うよう指導してまいりたい。

③八尾ゆめの森交流施設

富山市の備品については、備品台帳に記載し、取得価格又は評価価格が5万円以上のものは標示票を貼付し、適切に管理することになる。

また、指定管理者が施設の運営上、必要として持ち込んだ備品については、指定管理者名を記載させ、市の備品と確実に区別して管理するよう周知してまいりたい。

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見19

意見の内容	
<p>(項 目) 施設の利用促進策の検討</p> <p>(内 容) 施設自体または施設に付属する会議室等が殆ど利用されていない。 利用促進策を検討、実行することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①水橋フィッシャリーナ 水橋フィッシャリーナの一部の施設は低利用の状況が続いている。 会議室については、指定管理者のNPO法人浦島倶楽部と協議しながら、漁港地域の振興に寄与する目的での利用の促進を図る。 修理ヤードについては、指定管理者が洗浄機や船台を整備し利便性を高めるよう企画されているので、指定管理者と協力しながら利用の促進を図る。 ビジター棧橋については、昨年に漁師食堂として食事スペースが漁港に隣接した場所にオープンし、当施設に立ち寄る目的が増えた。指定管理者と協議しながら、ホームページ等を活用し当施設の利用促進についてPRを図る。</p> <p>②住吉小太郎農園 小太郎農園については敷地内に20の区画を有しており、令和4年現在17区画(約9割)が利用されている。利用を促進し貸出せる場所については希望者に貸出している。また、未利用地(3区画)については栽培で発生する作物残渣や除草後の草の置き場として一時利用している状況である。 今後の対応としましては、ご意見のとおり、富山市ホームページに掲載すること等を検討し、利用促進に努めてまいりたいと考えている。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見20

意見の内容	
<p>(項 目) 卯花水辺公園の存廃方針の検討</p> <p>(内 容) 現地視察の結果、農村公園の多くは公民館の横等に立地し、適切に維持管理が行われていた。一方で、卯花水辺公園だけは、集落から離れた道路脇に存在し、水路に水が流れておらず荒廃した雰囲気であった。 卯花水辺公園は、地元で管理委託し維持費も地元負担としていたが、平成29 年度に富山市が実態調査したところ、水路の泥上げ負担が大きい等の理由で管理できていない実態が明らかになった。その際、地元からは公園維持の希望があったため、植栽の管理業務のみを地元団体（卯花地区自治振興会）に52 千円/年で委託することになったが、最近では過疎化が進み植栽管理も十分できなくなっているようであった。 当施設は、管理や使用の実態から存在意義に疑義が生じているため、施設の存廃を慎重に検討することが望まれる</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①卯花水辺公園 廃止も視野に入れたうえで、今後の運営方針を地元と協議していきたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見21

意見の内容	
<p>(項 目) 管理費負担の公平性確保</p> <p>(内 容) 旧八尾町内の3つの農村公園は地元負担で管理が行われているが、旧婦中町内の6農村公園と卯花水辺公園は、従前の取扱いを継続して富山市が管理報償金、光熱水費又は管理委託料を負担している。現状では地域間で不公平が生じているため、公平性の観点から農村公園管理費の負担関係を整理することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①農村公園 (10か所) 旧婦中町6か所は、公園緑地課所管の都市公園に準じて報償費・光熱水費を支出している。旧八尾町3か所は合併前から無償で行うことで地元と合意しており、要望も上がっていないため現状維持としたい。なお、卯花水辺公園は旧八尾と同様に無償だったものを地元要望により委託費を支出するものとした経緯があるので、これも現状維持としたい。</p>	
<p>制度所管課 (行政経営課)</p> <p>現状の運用は公平であるとは言えないことから、統一的な取扱いについて今後検討が必要である。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見22

意見の内容	
<p>(項 目) 施設廃止スケジュールの慎重な検討</p> <p>(内 容) 当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で廃止の方針が明確になっている。一方で、当施設の一部は婦負森林組合が区分所有しており、当該組合が合意しないと施設の閉鎖や解体はできなくなっている。また、当施設の建設には国や県の補助金が活用されており、令和3年度末で施設を廃止した場合は、18,000千円程度の補助金返還が必要になる可能性がある。</p> <p>既に決定されている富山市公共施設マネジメントアクションプラン等を否定するものではないが、当施設は維持管理コストが少額に抑えられている一方で、区分所有や補助金返還など施設廃止に伴う複数の課題が存在する。そのため、施設の廃止スケジュールを具体化する際には、関係者と協議の上、トラブルや予想外の歳出が生じないように慎重に対応することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①林業総合センター</p> <p>今後、廃止スケジュールを具体化する際には、財政面を考慮しつつ、当施設の一部を区分所有している婦負森林組合と協議しながら、慎重に進めていきたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見23

意見の内容
<p>(項 目) 電気料金の削減施策の検討</p> <p>(内 容) 山田自然休養村は、第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編に基づき、必要最小限の機能と維持管理費で運営していくことになっている。なお、当施設の歳出の大部分は電気料だが、施設の利用が極めて限定的であることを考えると、当該電気料を節減するため、新電力との相見積もりやLED化等を検討することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>牛岳ハイツ、てんころの館については休止施設であり、牛岳ハイツについては年間を通してトイレの利用、てんころの館については冬期間のスキー場客のための休憩所としてのみ利用されている。またこの2つの建物自体はスキー場の防風壁の役割も果たしている。</p> <p>今後、電力契約の見直しを検討しながら必要最小限の経費で施設の維持管理に努めていきたい。</p>

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見24

意見の内容	
<p>(項 目) 施設廃止スケジュールの具体化と段階的な規模縮小</p> <p>(内 容) 当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。また、当施設は、利用者数の長期減少傾向、コロナ禍による大幅赤字、指定管理料の高止まり、施設の老朽化、大規模修繕の必要性など、その存在意義に疑義が生じている。</p> <p>そのため、所管課は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等に則って、当施設の廃止に向けたスケジュールを具体化することが望まれる。なお、当施設は広大な敷地を有するため、将来の廃止に先立って利用頻度の低いエリア（例；水環境ふれあいゾーン、ふれあい農園など）を段階的に閉鎖し、施設管理費を削減することが望まれる。</p> <p>また、所管課は、富山市の他の温泉施設での経費削減事例を収集し、指定管理者と協議しながら削減可能な費用は積極的に削減していくことが望まれる。具体的には、当施設では以下のような点で経費を削減できる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次亜塩素酸の機械への投入業務委託の見直し ・ 浴場の消耗品の見直し（ボディソープ、シャンプー、コンディショナー） ・ 館内の観葉植物の削減 ・ 高圧契約の場合、新電力への変更 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①古洞の森自然活用村</p> <p>当施設は、令和4年2月15日の政策調整会議において、令和5年3月31日で廃止することを決定した。このため、意見にあるような段階的な閉鎖は行わない。</p> <p>費用の節減については、指定管理者に提案したが、指定管理者からの回答はまだない。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見25

意見の内容	
<p>(項 目) 借地の必要性の検討</p> <p>(内 容) 当施設は、従来から市民農園拡張予定地と広場拡張予定地を借地しているが、いずれも拡張の目途は立っておらず現在は遊休地になっている。また、広場拡張予定地は、境界標が設置されておらず借地区画を特定できていないほか、地図を見る限り、広場として使用困難な場所（急斜面の雑木林）を借地している可能性がある。当施設は、上記のとおり将来の廃止の方針が明確になっており、利用実績も減少傾向にある。そのため、必要性に疑義がある借地については、対象区画を特定して契約を解約し借地料を削減することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①古洞の森自然活用村</p> <p>今年度、業務委託で実施するサウンディング調査により、参入を希望する民間事業者の活用エリアが明らかになった段階で、必要のない借地は、削減を検討する。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見26

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理者が途中辞任の意思を表明した場合の対応</p> <p>(内 容) 所管課は、当施設のように指定管理者が途中辞任の意向を伝えてきた際には、顧問弁護士等と相談しながら以下のような対応をとることが望まれる。なお、下記対応結果も含め、指定管理の取消しに至る経緯や富山市の意思を明確に残しておくため、指定管理者との面談記録を作成し保管することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者が途中辞任の意向を伝えてきた際には、指定管理者に対し基本協定の遵守を求め途中辞任は認めないことを明確に伝える・ それでもなお、指定管理者が途中辞任の意向を強固に示した場合は、後任の指定管理者を急に探さなければならない事態に陥ることを回避するため、余裕をもった入札手続等により後任が決定するまでは指定管理業務を続けるように強く求める・ それでもなお、指定管理者が途中辞任を強行する場合は、損害賠償請求等を行う意思がある旨を内容証明郵便等で明確に示す	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①古洞の森自然活用村</p> <p>今後、このような事態が発生した場合には、意見に基づいた対応とする。</p>	
<p>制度所管課（行政経営課）</p> <p>指定管理者の途中辞任による業務の中断が生じた場合、当該施設の利用者だけでなく、市にも多大な影響を与えることから、こうした事態を可能な限り回避するため、意見に基づいた対応を取るべきと考える。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見27

意見の内容	
<p>(項 目) 休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法について</p> <p>(内 容) 富山市は、指定管理者に対して休業に伴う減益見込額を指定管理料として追加支払している。当該支払額は、「前年同期比で休業期間に減少した売上高」から、「前年同期比で休業期間に減少した変動経費」を控除して計算しているが、その際、控除すべき変動経費として入湯税と水道光熱費のみを対象としており、食材原価等の変動性のある費用を含んでいない。 今後、もしも同様の支払が生じる場合は、減益見込額を補填するという制度趣旨に鑑み、控除する変動費用の範囲を慎重に検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①古洞の森自然活用村 令和3年8月から9月にかけての休館の影響額の算出においては、食材費等の費用も勘案して慎重に算出した。しかしながら、コロナ前の令和元年度との比較としたため、法人の決算においては、算定した約600万円がそのまま余剰金となる結果となった。休業に伴う影響額は必要なかったのではないかと疑問を持たれないよう、減益見込額の算定には、雇用状況などの人件費も勘案して、算出する必要があると考えている。</p> <p>②割山森林公園 食材原価については、食材をまとめて仕入れをしているため、仕入時期と売上時期が一致せず、控除すべき費用の算出ができないため、困難であると考えているが、今後、もし同様の支払いが生じる場合は、関係各課と協議を行いたい。 (なお、割山森林公園天湖森の食材は少ないため、影響は少ない。)</p> <p>③八尾ゆめの森交流施設 今後、同様の支払いが生じる場合は、控除する変動費用の範囲について関係各課と調整し、慎重に対応してまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見28

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理報告書の内容精査</p> <p>(内 容) 令和2年度の指定管理年次報告書を閲覧した結果、複数の誤りが発見された。具体的には、エクセル計算式の誤りによる施設管理費の集計漏れがあったほか、共通人件費(2,640千円)の配賦漏れがあり、結果として当初は6,995千円であった事業活動利益が最終的に262千円に修正された。 指定管理年次報告書の収支実績は、適正な指定管理料の水準を決定するうえで重要な要素となる。 そのため、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。 また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①古洞の森自然活用村</p> <p>今回の監査で発見されたことは、指定管理者が基本協定に基づき提出した事業報告書の収支決算に誤りが発見されたもので、事業報告書を受理する段階では、発見できなかった。 エクセルの段ずれのようなミスは、事業報告書を受理する際に複数でチェックすることにより、正しい報告を受理するように努める。 大きな間違いは、監査の席で、監査人から余剰額の多さについて質問があり、発見されたもの。 現状では、指定管理者からの収支状況の報告は、事業報告の1回のみとしている。 今後は、必要に応じて年度途中での報告も求める。</p>	
<p>制度所管課(行政経営課)</p> <p>現状の運用としては、基本協定書に基づき、指定管理者には「管理業務報告書」を毎月提出するよう求めており、報告事項として、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び利用料金の収入状況等を挙げている。 指定管理者からの事業報告書の提出は年1回としているところではあるが、今回のような問題が発生したことを踏まえ、提出頻度の増加や、施設所管課や制度所管課によるチェック体制の強化につながる取組みを検討していきたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見29

意見の内容	
<p>(項 目) 施設の今後のあり方と改善の方向性</p> <p>(内 容) 富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については明確な方針は出ていない。なお、当施設は神通川沿いの小高い山に存在し、頂上にある風の城からは素晴らしい景色を楽しめる。また、当施設の芝生広場では、大沢野地区の一大イベントである「猿倉フェスティバル」と「花火大会」が開かれており、このようなイベントを開催できる代替地が無いことから、当施設には一定の存在意義が認められる。一方で、これらのイベントと直接的な関係のないキャンプ場やバーベキュー場については、設備の老朽化等により利用者数は非常に低水準となっている。また、当施設は、非常に広大な敷地を有しており、施設の維持管理に多額のコストがかかっている。</p> <p>富山市の厳しい財政状態を勘案すると、利用者数が少ない当施設を存続させるためには、市民の利用促進、使用料収入の増加及び歳出の削減が不可欠と考える。そのため、施設の存在意義を再検討し、その結果を踏まえて施設の規模、設備投資、使用料、維持管理コスト等を見直すことが望まれる。その際には、例えば以下の点を検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数を増やすための設備投資（老朽化したキャンプ場とバーベキュー場の芝生広場への移転、冬場の有効利用方法の模索、風の城の展望のPR等） ・ 富山市の類似施設と比較して著しく低廉な使用料の見直し ・ 施設の規模や冬場の管理方針の見直し等を通じた施設管理費の削減 ・ 遊休地（特に住宅地の飛地になっている旧駐車場跡地）の普通財産化を通じた有効活用 	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①猿倉山森林公園 施設の利用状況や市の類似施設の状況を考慮し、検討してまいりたい。</p> <p>②八尾ゆめの森交流施設 八尾ゆめの森ゆうゆう館の経営改善については、新たな企画で売り上げを増やしたり、採算性のある取り組みを行うことによって人件費を確保する等の検討をし、指定管理者と協議しながら改善を図りたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見30

意見の内容
<p>(項 目) 指定管理料返金制度の見直し</p> <p>(内 容) 富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合は、基本協定書に指定管理料返還条項（指定管理料合計額が指定管理期間の施設管理費合計額を上回る場合は、当該差額を返還する条項）を設定している。一方で、当該条項があると、指定管理者は経営努力で施設管理費を削減しても差額を返金しないといけなくなるため、経費削減のモチベーションが低下してしまう恐れがある。また、指定管理料が余りそうな場合は施設管理費を過大支出する誘因にもなりかねない。</p> <p>当該条項は、指定管理制度が始まったときに外郭団体の無駄な支出を抑える目的で導入されたものであり、一定の成果があったものと思慮するが、一方で、上記のような副作用もあるため、条項の必要性や計算式（差額の1/2だけ返金する等）を再検討することが望まれる。</p> <p>なお、指定管理料を削減するためには、所管課が施設管理費の内容を継続的にモニタリングし、指定管理者と協議しながら施設管理費を必要十分な水準まで削減する必要がある。具体的には、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。</p> <p>また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①猿倉山森林公園 市としての方針に関わることから、行政経営課の意見調整を踏まえて、検討してまいりたい。</p> <p>②八尾パインパーク・サンパーク 外郭団体であっても、指定管理者の経営努力による余剰金（修繕費、備品購入費を除く）について、差額の1/2だけを返還するといった計算方法の導入は企業のモチベーションを高めるために有効であると思われる。 市としての方針に関わることから、行政経営課の連絡調整を踏まえて、検討してまいりたい。</p> <p>③八尾ゆめの森交流施設 外郭団体であっても、指定管理者の経営努力による余剰金（修繕費、備品購入費を除く）について、差額の1/2だけを返還するといった計算方法の導入は企業のモチベーションを高めるために有効であると思われる。 市としての方針に関わることから、行政経営課の連絡調整を踏まえて、検討してまいりたい。</p> <p>④大山農山村交流センター 外郭団体であっても、指定管理者の経営努力による余剰金（修繕費、備品購入費を除く）について、差額の1/2だけを返還するといった計算方法の導入は企業のモチベーションを高めるために有効であると思われる。 市としての方針に関わることから、行政経営課の連絡調整を踏まえて、検討してまいりたい。</p>

制度所管課（ 行政経営課 ）

外郭団体は、行政目的に基づき市の出資によって設立された団体であることから、剰余金の使途についても行政目的に従うべきであり、各団体が任意でその使途を決定することはこの趣旨に反する。

また、平成29年度に策定した「外郭団体の見直しに関する指針」では、市から外郭団体への財政負担を20%削減することを目標として掲げており、この目標を達成するには、たとえ剰余金が指定管理者たる外郭団体の経営努力によって生み出されたものであったとしても、その分の計上（活用）は不可欠であると考えられる。

したがって、指定管理料の返金制度については現時点では考えていないところではあるが、今後の外郭団体の経営状況が改善され、財政負担の削減目標が達成される場合等は、剰余金の活用も検討していきたいと考えている。

なお、人件費を含む指定管理料の縮減に向けては、施設所管課や制度所管課によるチェック体制の強化や効率的な運用等につながる取組みを検討していきたい。

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見31

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理</p> <p>(内 容) 現状では指定管理料と補助金の運用方法が統一されていないため、本庁所管課は、富山市の指定管理施設の実態や他自治体の運用状況を調査したうえで、指定管理料と補助金の運用方法を整理することが望まれる。</p> <p>富山市は、当施設の施設管理費に含まれる人件費相当は補助金で支出し、他の施設管理費を指定管理料として支払っている。一方で、富山市は、(一財)富山市大沢野健康文化推進財団が指定管理業務を担当する他の施設では、施設管理費に含まれる人件費の一部のみを補助金で支払っている(例えば、大沢野ウェルネスリゾート ウィンディでは、正規職員と富山市職員の再任用に関する条例に基づき富山市の職員の人件費のみ補助金で支出し、非正規職員等の給与は指定管理料で支払っている)。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①猿倉山森林公園 行政経営課の意見等を踏まえて、運用方法を整理してまいりたい。</p> <p>②八尾ゆめの森交流施設 行政経営課の意見等を踏まえて、運用方法を整理してまいりたい。</p> <p>③大山農山村交流センター 行政経営課の意見等を踏まえて、運用方法を整理してまいりたい。</p>	
<p>制度所管課(行政経営課)</p> <p>外郭団体における指定管理費に係る人件費相当は補助金として支出し、他の指定管理費は委託料として支出してきたところである。</p> <p>しかしながら、指定管理制度導入から相当な期間が経過し、他自治体における導入事例も多くあることから、改めてその状況を調査し、運用方法の整理を進めてまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見32

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 高齢者再任用時の人件費補助金の支給基準</p> <p>(内 容) 富山市は、地方公務員法及び富山市職員の再任用に関する条例に基づき、定年退職者又はそれに準ずる者について再任用制度を運用している。当該制度で再任用された者が外郭団体で勤務する場合は、一般的に外郭団体の財政状態や経営成績を勘案して人件費補助金を交付するケースが多いが、外郭団体によっては補助金を交付しないケースもあり、補助金交付の判断基準が明確化されていない。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①割山森林公園 市としての考え方について、本庁担当課と協議を進めてまいりたい。</p> <p>(株式会社ほそいりには、令和3年度当初は、再任用職員が2名在籍しており、1名分の人件費補助金が交付されていたが、令和3年6月に再任用職員が1名退職されたことから、再任用職員が2名から1名へ減少となった。財政課と協議したところ、過去に再任用職員が1名の際は補助金が交付されていなかったことや、経営状況も悪化していないと判断され、再任用職員が1名になってから補助金が交付されていない。)</p>	
<p>制度所管課 (行政経営課)</p> <p>市職員を退職し、外郭団体において再就職した職員に係る人件費については、本来、外郭団体の自主財源でまかなうべきであると考えられる。</p> <p>しかしながら、外郭団体を支援する考えから、補助金を支出する場合は外郭団体の財務状況等を踏まえ、総合的に支出の可否を検討すべきであるとする。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見33

意見の内容
<p>(項 目) サンパークの存在意義</p> <p>(内 容) 指定管理基本協定書では、指定管理者の責務として「サンパークを常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない」とされている。サンパークは、主に近隣集落の運動会やゲートボール大会で使用されているが、コロナ禍のため運動会の開催はなく、グラウンドは長期間使用されていない。その結果、視察時にはグラウンドに苔が生えており、良好とは言い難い状況であった。</p> <p>グラウンドは、継続的な使用の過程で利用者によって整備されることで管理負担が軽減するため、利用が無い状況で「良好な状態」を保つには、逆に指定管理者の維持管理負担が増えることとなる。この点、利用がない施設への管理負担の増加は富山市および指定管理者の財政の見地からも望ましくない。また、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等では、利用者の意見に配慮しつつ、夜間使用の中止など運営方法の改善を行うことになっているが、サンパークはパインパークと機能が重複しており、かつ利用率が低くなっている。</p> <p>そのため、当施設の存続要否を慎重に検討することが望まれる。なお、存続させる場合でも、例えば、主に利用する町内会や自治会に対して地縁団体登録を推奨し、当該団体への施設の無償貸付や無償譲渡に移行することで、富山市の委託料歳出を削減することが考えられる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>いただいた意見を参考に、今後の施設のあり方について検討してまいりたい。</p>

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見34

意見の内容	
<p>(項 目) 本来あるべき場所での備品の保管</p> <p>(内 容) 現物実査の結果、サンパーク管理棟内に、農業振興課の備品ではないが、旧八尾町の標示票が貼付けられている放送設備が確認された。農業振興課によれば、住民運動会時に公民館から持ち出されたままとなっている教育委員会所管の備品ではないかとのことであった。 富山市は、物品管理規則第16条で「物品出納員等は、物品を随時点検し、常に良好な状態において保管しなければならない」と規定している。 物品出納員等が備品を随時点検できるようにするため、当該備品の所管課を確認し、備品を本来あるべき場所に戻すことが望まれる。</p>	
(意見に対する考え方)	物品所管課を確認し、適正な物品管理に努めてまいりたい。
制度所管課 (管財課)	備品の棚卸を行うとともに、今後は備品の使用が終了するごとに備品台帳に記載した保管場所に速やかに戻すよう周知してまいりたい。

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見35

意見の内容
<p>(項 目) マッサージチェアに係る目的外使用料の徴収</p> <p>(内 容) 指定管理者は、八尾ゆめの森交流施設内にマッサージチェアを設置して利用料金を収受しているが、所管課は当該マッサージチェア設置について目的外使用料を徴収していない。 当該マッサージチェア設置は、令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと自主事業として目的外使用料の徴収対象になる可能性があり、実際に、富山市の他の指定管理施設では、令和3年度以降目的外使用料を徴収している例が見受けられる。 そのため、所管課は、管財課と協議のうえマッサージチェアに係る目的外使用料を徴収すべきかどうか検討することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方) 今後、管財課と協議のうえ、富山市公有財産管理規則に基づき適切に処理してまいりたい。</p>

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見36

意見の内容	
<p>(項 目) 金銭消費貸借契約書のひな形の作成 (八尾ゆめの森交流施設)</p> <p>(内 容) 富山市は、契約課で工事、物品購入、委託等に係る契約書のひな形を作成し全庁的に共有しているが、貸し付けに係る金銭消費貸借契約書のひな形は作成・共有されていない。そのため、令和2年度に所管課が実行した貸し付けに係る金銭消費貸借契約書を査閲したが、暴力団排除条項など一般的な契約条項が含まれていなかった。 貸付契約に係る事後のトラブルを防止するため、契約課において金銭消費貸借契約書のひな形を作成し、全庁的に共有することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>いただいた意見を参考に、契約課と連絡調整を行い適正に処理してまいりたい。</p>	
<p>制度所管課 (契約課)</p> <p>貸し付けに係る金銭消費貸借契約には、市が出資する外郭団体に対する貸し付けのほか、民間企業に対する貸し付けもあることから、金銭消費貸借契約に係る標準的なひな形を作成し、事業の所管課が必要に応じて条文を加除修正できるよう、全庁的に共有してまいりたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見37

意見の内容	
<p>(項 目) 利用者の要望、苦情等の収集</p> <p>(内 容) 当施設では、指定管理者は利用者アンケートを実施していなかった。 利用者の要望、苦情等を施設運営に反映し施設の魅力を向上させるため、指定管理者は利用者アンケートを取ることが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①白木峰山麓交流施設 毎年10月に「窓口サービス評価アンケート」を実施している。また現在は、休憩室に感想ノートを常置しており、年間を通じて利用者ニーズの把握に努めてまいりたい。</p> <p>②大山農山村交流センター 毎年10月に「窓口サービス評価アンケート」を実施しているが、年間を通して、利用者ニーズの把握ができるよう、利用者の目につくところに感想ノートを常置してまいりたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見38

意見の内容
<p>(項 目) 施設管理費の削減（白木峰山麓交流施設）</p> <p>(内 容) 富山市は、複数の温泉施設を有するが、中には指定管理者が大幅に施設管理費を削減し施設の収支を大幅に改善した事例（富山市の外郭団体である(株)ほそいりが運営する楽今日館）が存在する。 そのため、所管課は、指定管理者に対して原則相見積もりを取るよう指導するとともに、他の優良事例を収集し、当施設でも同様の施設管理費削減が可能かどうかを指定管理者と協議することが望まれる。具体的には、当施設では以下のような点で施設管理費を削減できる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボイラー24時間稼働の見直し ② 次亜塩素酸の機械への投入業務委託の見直し ③ 浴場の消耗品の見直し（ボディソープ、シャンプー、コンディショナー） ④ 新電力との相見積もり
<p>施設の管理経費の執行にあたっては、日頃から、指定管理者に対して原則相見積もりを取るよう指導を行っている。引き続き管理経費の削減に向け、一層コスト意識をもって業務にあたるよう指導してまいりたい。</p> <p>（上記提案に対する現在の取り組みは、以下のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ボイラーは、施設オープンの1時間前から稼働している。 ②次亜塩素酸投入業務委託は、実施していない。 ③浴場の消耗品は、見積り購入を検討している。 ④現在、新電力の供給が不安定な状況にあるため実施しない。

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見39

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 施設所管部署の再検討（大山農山村交流センター）</p> <p>(内 容) 当施設は、現在は農林水産部が所管しているが、最近では当初の設立目的と異なる用途（スキーなど）での使用が多くなっている。 そのため、所管課においては、当施設の設立目的、存在意義、使用状況、所管換えや用途変更時の影響（補助金の返還要否を含む）等を十分に検討し、その結果を踏まえて関係各部と施設の今後の在り方を協議していくことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方) いただいた意見を参考に、関係各部と施設の今後のあり方を協議してまいりたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見40

意見の内容
<p>(項 目) 直営部分の使用許可期間 (大山農山村交流センター)</p> <p>(内 容) 富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えている。</p> <p>一方で、富山市は公有財産管理規則第33条で「行政財産の使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、別に定める期間とすることができる」と規定している。他施設では行政財産の使用許可期間は1年であることが多く、また、当施設が、公共用財産として市民が広く利用する前提であることを勘案すると、直営部分を指定管理者が長期間継続使用することには議論の余地がある。</p> <p>所管課は、上記「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討」で記載したとおり当施設のあり方を整理したうえで、使用許可期間を見直すべきかどうか検討することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>令和 3 年度から直営部分の使用許可期間を 1 年間に改めた。</p>

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見41

意見の内容
<p>(項 目) 直営部分の施設管理費の負担関係 (大山農山村交流センター)</p> <p>(内 容) 富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えており、指定管理者は、設備保守料や修繕費など当施設で発生するほぼ全ての施設管理費を負担している。 一方で、富山市は、行政財産使用許可書第5条で「電気、上下水道、ガス、冷暖房等の施設その他市長が指定する付属施設を使用するときは、その使用料を測定し又は推計して実費相当額として市長が定める金額を負担しなければならない」と規定しており、実費負担の範囲が実態と異なっている可能性がある。 所管課は、上記目的外使用料の徴収要否と併せて施設管理費の負担関係を整理することが望まれる。</p>
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>直営部分の使用許可期間は令和 3 年度から 1 年間に改めた。また令和 4 年度から目的外使用料の徴収について検討した結果、全額減免とした。 また、今後の施設管理費の負担関係について整理してまいりたい。</p>

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見42

意見の内容	
<p>(項 目) 指定管理施設とすべきかどうかの再検討</p> <p>(内 容) 当施設は、婦中ふるさと自然公園内の小規模な展望台兼休憩スペースである。当施設は使用料が無料であり、指定管理者も利用受付業務を行っていないため、指定管理施設である必要性に疑問が残る。 当施設については、直営に切り替えて清掃や警備等を部分委託した場合を比較したうえで、費用対効果の面から指定管理施設とすべきかどうかを再検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①婦中ふるさと創生館 毎日の施設の開閉や清掃業務、施設の点検、指定管理業務の苦情要望対応等、利用者にとって安全で快適な魅力ある施設に維持する必要があることや市の負担軽減のため、現状どおり指定管理施設で妥当と考えている。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見43

意見の内容	
<p>(項 目) 施設の存在意義と利用促進策の再検討（ほたるの里農村公園）</p> <p>(内 容) 当施設は、主要な施設であるほたるの館や多目的ホールの利用が非常に少なくなっている。これは近隣の人口減少等に起因する構造的な問題であり、指定管理者は利用促進策を具体化できていない。 そのため、所管課は、指定管理者と協議し施設の利用促進策を検討することが望まれる。そのうえで、利用者の増加目途が立たない場合は、施設の必要性や存続可否を再検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当該施設は富山市第2次公共施設マネジメントアクションプランの対象施設となっており、方針が決定している。 現在の指定管理期間終了後の譲渡・廃止に向けて取り組んでまいりたい。</p>	

令和 3 年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見44

意見の内容	
<p>(項 目) 閉館期間中の管理業務の再検討（ほたるの里農村公園）</p> <p>(内 容) 当施設は、開館期間が短い施設であるが、閉館期間中も管理者が1名常駐し、その人件費が指定管理料に反映されている。 指定管理基本協定書では、指定管理者の通年業務として「施設の清掃、点検、補修修繕、緑地維持管理業務」が求められているが、閉館期間中の業務の内容や頻度は明記されておらず、管理業務が過剰になっている可能性がある。 所管課は、指定管理者と協議して閉館期間中の管理業務の内容や頻度を明確にするとともに、必要に応じて指定管理料を再算定することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>いただいた意見を参考に、管理業務の内容を明確にし、指定管理料を再算定してまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見45

意見の内容	
<p>(項 目) セミナーの題材や開講形式（6次産業化等支援事業）</p> <p>(内 容) セミナー参加者のアンケート結果を見ると、販路拡大のための勉強会やSNS講座の開催等の要望が寄せられている。 補助金の情報を周知し利用実績を高める意味でも、可能な範囲でこれらの要望に積極的に応えていくことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本市6次産業化セミナーの内容については、固定化したものではなく、セミナー参加者からのアンケート等も参考に、毎年内容を検討している。 今後も6次産業化に関する国の施策等の動向や、セミナー参加者からのアンケート等も参考に、6次産業化についての周知及び6次産業化に取り組む機運の醸成に資するセミナーとしていきたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見46

意見の内容	
<p>(項 目) 事業内容の見直し (企業等農業参入対策事業)</p> <p>(内 容) 当事業は、事業開始後10年以上経過しても利用実績が少なく、その有効性に疑義が生じている。 所管課は、セミナー参加者との意見交換等を通じて、当事業が利用されない理由を把握し、その結果を踏まえて、事業内容を見直しや存廃の判断を行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当事業は、利用実績も少ないことを踏まえて、令和3年度をもって廃止とした。 なお、当事業が利用されない理由を精査し、雇用創出の支援を加える等を行った改良・発展型の新規事業を令和4年度より創設しており、市内で営農を新規に始める企業等への支援に努めている。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見47

意見の内容	
<p>(項 目) 実際の事務負担を反映した補助金算定式の策定（地域農産物生産支援事業）</p> <p>(内 容) 当事業は、生産組合が計画的な転作を進め、農地の効率的な利用を図る際の事務負担に対して補助金を交付するものであるが、補助金の算定式の意味や単価が曖昧になっており、実際の事務負担と乖離している可能性がある。 担当課は、生産組合担当者との意見交換等を通じて生産組合における事務負担の実態を把握し、その結果を踏まえて当補助金の算定式見直しの可否を検討することが望ましい。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>生産組合転作事業補助金の算定式である「4,000円+構成員数×400円+団地化・土地利用集積取組件数×1,000円」について、各農業協同組合の営農担当課長へ地域の実情を聞き取りした。 各生産組合では、1月に米の生産目標の調整をするための話し合い、7～8月に次年度の作付計画を立てるための話し合いと、年に2回会合をしている。会合の際には、資料作成、コピー代やお茶代等を生産組合で負担している。このため、1回あたり2,000円は妥当ではないかとの回答を得ている。(2,000円×2回=4,000円) 「水稻生産実施計画書(確認野帳)兼水稻共済細目書申告書」を1月頃に配布①・回収②し、5月に「営農計画書」の配布③・回収④と最低4回は、全構成員を対象とした書類の配布・回収があり、手数料として、1回あたり100円も妥当ではないかとの回答を得ている。(構成員数×400円) 団地化・土地利用集積に取り組む生産組合では、3～4年にかけて集落内の農地を計画的にブロックローテーションにて輪作しており、団地の調整と団地地図の作成代等として、件数×1,000円も妥当ではないかとの回答を得ている。 いずれにしましても、米の生産目標の周知や、集落内の作付計画の調整、担い手への農地集積等、生産組合が果たす役割が大きいことから、意見を参考に今後も事業を継続してまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見48

意見の内容	<p>(項 目) 事業計画書及び事業実績書の「目的及び効果」の記載（沿岸漁業振興対策事業）</p> <p>(内 容) 当事業の補助金に関しては、全般的に事業計画書や事業実績書の「目的及び効果」の記載が不十分であり、依然として補助金の必要性や有効性が評価しにくくなっている。 所管課は、事業計画書や実施報告書の様式を整理するとともに、補助金の必要性・有効性が明瞭に記載されるよう、補助金申請者に指導していくことが望まれる。例えば、魚群探知機であれば、以下のように記載することが考えられる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 20%;">論点</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業者が抱える課題</td> <td>船舶「◎◎」を操業する漁業者◎◎は、◎◎漁を行っているが、人手不足のため、目標の漁獲量「◎◎t」に達するまで操業すると、現在の従業員に1か月あたり◎時間の法定時間外労働をさせたり、漁業者自らが1日◎時間に及ぶ労働を行わなければならない状況にあるため、労働環境の改善が喫緊の課題である。</td> </tr> <tr> <td>課題解決のための営漁指導の内容</td> <td>そこで、当組合が当該漁業者に営漁指導を行ったところ、魚群探知機を導入していないことが判明し、当組合は、作業の効率化のためには魚群探知機の導入が必須であると考えて、その旨の指導を行った。</td> </tr> <tr> <td>補助金の必要性</td> <td>しかしながら、当該漁業者はコロナ禍による売上の低迷（前年比◎割減）や人件費の高騰によって資金繰りに余裕がなく、魚群探知機の購入費用を全額負担することは経済的に困難である旨訴えている。</td> </tr> <tr> <td>補助金の有効性</td> <td>そこで、富山市の補助金を得て、魚群探知機を導入したところ、1日◎時間の労働で導入前と同じ漁獲量を確保することができるようになり、漁業者及び従業員の労働環境が大幅に改善され、また、操業時間が短縮できた結果、燃料費も月平均約◎円削減された。</td> </tr> </tbody> </table>	論点	記載例	漁業者が抱える課題	船舶「◎◎」を操業する漁業者◎◎は、◎◎漁を行っているが、人手不足のため、目標の漁獲量「◎◎t」に達するまで操業すると、現在の従業員に1か月あたり◎時間の法定時間外労働をさせたり、漁業者自らが1日◎時間に及ぶ労働を行わなければならない状況にあるため、労働環境の改善が喫緊の課題である。	課題解決のための営漁指導の内容	そこで、当組合が当該漁業者に営漁指導を行ったところ、魚群探知機を導入していないことが判明し、当組合は、作業の効率化のためには魚群探知機の導入が必須であると考えて、その旨の指導を行った。	補助金の必要性	しかしながら、当該漁業者はコロナ禍による売上の低迷（前年比◎割減）や人件費の高騰によって資金繰りに余裕がなく、魚群探知機の購入費用を全額負担することは経済的に困難である旨訴えている。	補助金の有効性	そこで、富山市の補助金を得て、魚群探知機を導入したところ、1日◎時間の労働で導入前と同じ漁獲量を確保することができるようになり、漁業者及び従業員の労働環境が大幅に改善され、また、操業時間が短縮できた結果、燃料費も月平均約◎円削減された。
論点	記載例										
漁業者が抱える課題	船舶「◎◎」を操業する漁業者◎◎は、◎◎漁を行っているが、人手不足のため、目標の漁獲量「◎◎t」に達するまで操業すると、現在の従業員に1か月あたり◎時間の法定時間外労働をさせたり、漁業者自らが1日◎時間に及ぶ労働を行わなければならない状況にあるため、労働環境の改善が喫緊の課題である。										
課題解決のための営漁指導の内容	そこで、当組合が当該漁業者に営漁指導を行ったところ、魚群探知機を導入していないことが判明し、当組合は、作業の効率化のためには魚群探知機の導入が必須であると考えて、その旨の指導を行った。										
補助金の必要性	しかしながら、当該漁業者はコロナ禍による売上の低迷（前年比◎割減）や人件費の高騰によって資金繰りに余裕がなく、魚群探知機の購入費用を全額負担することは経済的に困難である旨訴えている。										
補助金の有効性	そこで、富山市の補助金を得て、魚群探知機を導入したところ、1日◎時間の労働で導入前と同じ漁獲量を確保することができるようになり、漁業者及び従業員の労働環境が大幅に改善され、また、操業時間が短縮できた結果、燃料費も月平均約◎円削減された。										
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>漁業は、天候や水産資源の状況によって成果が左右されやすく、記載例のように目標漁獲量に基づいた補助金の有効性の確認は難しいと考えており、「目的及び効果」は抽象的な表現になってしまう傾向がある。 今後は、補助金申請者に対して、「目的及び効果」に補助金の必要性と有効性について評価できるよう、出来るだけ具体的な内容を記載するよう指導してまいりたい。</p>											

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見49

意見の内容	
<p>(項 目) 漁港施設の使用料減免の再検討（漁港管理費）</p> <p>(内 容) 富山市は、とやま市漁業協同組合に対して富山市管理漁港施設の大部分の使用料を全額減免している。 これについては、令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと、漁協のような公共的団体が行政財産を自らのために使用する場合は、減免率は上限50%になる。一方で、同通達では「市の事務や事業と密接な関係があり、重要度が特に高い団体が使用するとき（市からの出資比率が50%以上である団体や、市の委託事業等を遂行する団体）は、上限を超えて減免することを可とする」と規定している。 そのため、所管課は、管財課と協議しながら富山市管理漁港施設の減免方針を整理することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>今まで、占有者の「とやま市漁業協同組合」は、富山市の食を支える市唯一の漁業団体であること、有事の際に物資の輸送等を行う団体であること等を勘案し、公益性のある団体として使用料を減免してきた。 加えて、市管理漁港の日常的な維持管理にも寄与しており、市の事務と密接な関係があり、重要度が特に高い団体と認識していることから、上限50%を超えて減免することは適切であると考えており、更新日までには、管財課と協議し減免方針を整理してまいりたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見50

意見の内容	
<p>(項 目) 制度の利用促進策の検討（地域材活用促進事業）</p> <p>(内 容) 当事業は、隣県の類似事業と比較しても利用実績が少なくなっている。 昨今はウッドショックで輸入材の価格が不安定になっており、国産材の価値が見直されてきている。また、富山市においても、市内産材の有効活用の観点から当事業は重要であると考えられる。 そのため、所管課においては、富山県、住宅メーカー、森林組合等の関係者と意見交換しながら当事業の利用実績が少ない理由を分析し、その結果を踏まえて、事業の見直しや利用増加のための施策を立案、実行することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>当課におきましても、当事業の活用促進は市内林業の振興につながる重要な課題であると認識しております。</p> <p>当事業は、開始当初には隣県の事例のように市内産材を住宅の構造材に使用した場合も補助対象としておりましたが、ご意見いただいたとおり、県が同様の事業を開始したため、重複を避けるために「木造住宅の目に見える箇所に使用した場合に、その面積に応じて補助する。」という制度へ転換した経緯があります。</p> <p>当事業の補助金の交付件数に関しましては、令和2年度は5件と低迷しておりましたが、令和3年度では10件となり予算上限に達するなど、事業の目的に対する一定の成果は出ているものと考えております。</p> <p>しかしながら、市内産材の活用を一層促進するためには、事業の拡充や利用増加のための施策立案が重要であると考えており、当事業を活用いただいている工務店等を中心にご意見を伺っているところです。</p> <p>今後は、そのご意見等を踏まえ、市民の方々が使いやすく、かつ市内産材の利用促進に繋がるような制度を目指し、検討を進めて参りたいと考えております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見51

意見の内容	
<p>(項 目) 各猟友会に対する委託料の公平性確保</p> <p>(内 容) 各猟友会への業務委託料は、市町村合併前の旧町村での取り扱いが継続されており、現時点の活動実態と整合していない可能性がある。 業務委託料は、委託先の活動内容や活動量に応じて決定されるべきであるため、各猟友会の活動実態を整理したうえで、客観的、合理的な基準に基づき委託料を算定することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①鳥獣対策事業費（農地林務課） 活動実態の整理を進め、令和4年当初予算において、若干ではあるが委託料の見直しを行った。 今後もより客観的、合理的な基準に基づく委託料の算出を検討してまいりたい。</p> <p>①鳥獣対策事業費（森林政策課） 活動実態の整理を進め、令和4年度当初予算において、委託料の見直しを行っております。 今後もより客観的、合理的な基準に基づく委託料を算出して参りたいと考えております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見52

意見の内容	
<p>(項 目) 財産の用途見直し</p> <p>(内 容) 当財産は、行政財産である猿倉山森林公園の他の空き地と同じ用途で利用されているが、行政財産ではなく普通財産として区分されている。これについては、猿倉山森林公園全体について、維持管理費用を踏まえた利活用方針の整理が必要と考えられるため、当該整理を行う過程で当財産の用途を検討することが望まれる（猿倉山森林公園の検討は「第4章 指定管理施設の検討」で実施しているため、そちらも参照のこと）。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①猿倉山森林公園先行取得 今後、猿倉山森林公園全体について、維持管理費用を踏まえた利活用方針の整理を行う際には、当財産の用途についても検討していきたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見53

意見の内容	
<p>(項 目) 無償貸付の再検討</p> <p>(内 容) 当財産は、合併前の旧大山町が立山山麓森林組合に無償で貸し付けている。なお、立山山麓森林組合は、令和2年度末の財務諸表によると、総資産370,552千円に対して純資産243,262千円、預金129,132千円を有しており、また、315,400千円の事業収益に対して1,338千円の当期剰余金を計上している。 森林組合は一般的に公共的性格が強い団体であるが、財政面に相応の余裕があること、自らの事業目的で当財産を利用していること等を勘案すると、富山市の財産を無償で貸付けることについては議論の余地があるものと考え。今後、無償貸付期間が終了する際には、貸付料を慎重に検討することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>①立山山麓林業センター敷地 無償貸付期間が終了する際には、貸付料を慎重に検討していきたい。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見54

<p>意見の内容</p>	
<p>(項 目) 外郭団体の存在意義の明確化と富山市の支援強化</p> <p>(内 容) 富山市は、平成30年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、外郭団体のモニタリングを実施しているが、旧町村部の外郭団体については、依然としてその位置づけ（存在意義、将来性、期待役割等の評価結果）が定まっていない。その結果、各団体で正規職員の採用が長期間認められておらず、事業を継続・拡大していくための人的余裕が乏しくなっている。</p> <p>外郭団体は、公益性の高い業務を相応の費用で円滑に担うことができるため、富山市や民間企業が代替できない貴重な存在であり、健全な外郭団体を育成することは、地域の雇用確保や富山市の財政負担軽減の観点からも非常に重要となる。そのため、外部環境の変化や経営改善の実績等を踏まえて各団体の位置づけを明確にし、存在意義を認める団体については、中長期目線で経営を安定させるために人員面・事業面で十分な支援を行うことが望まれる。具体的には、以下のような支援策が考えられる。</p> <p>人員面： 組織運営を安定化させるための中長期目線での採用許可 優秀な人材を確保するための魅力ある人事・評価・報酬制度の構築支援 事業面： 団体が安定的に利益を生み出せる業務や財産の割当て（例：自主事業で相応の利益が獲得できる施設の指定管理業務の割当、立地が良く物販等で相応の利益を獲得できる施設の使用許可や貸し付け等）</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>① (株) 八尾サービス いただいた意見を参考に、行政経営課と協議しながら検討してまいりたい。</p> <p>② (株) ほそいり いただいた意見を参考に、行政経営課と協議しながら検討してまいりたい。</p>	
<p>制度所管課（ 行政経営課 ）</p> <p>富山市の外郭団体については、平成29年度に策定した「外郭団体の見直しに関する指針」と同時に実施した「外郭団体の第1回あり方検討」において、各団体の方向性を検討したうえで、令和元年度から令和3年度の3年間を対象とする「第1期経営改善計画」を作成し、経営改善に取り組んでいるところである。</p> <p>この取り組みは、旧町村部の団体であるかどうかに関係なく、全ての団体で一律で実施しており、統廃合が進んだ事例もあることから一定の成果を挙げているものと考えている。また、団体と所管課と協議を行った結果、新規職員の採用に至ったケースもあることから、一概に正規職員の採用を認めていないわけではない。</p> <p>「外郭団体のあり方検討」については、今後も継続的に実施する予定としており、その結果存在意義が認められた団体がある場合には、人員面や費用面で必要な支援等を検討していく。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見55

意見の内容	
<p>(項 目) 顧問税理士が監査役を兼務することの是非</p> <p>(内 容) ㈱ほそいりでは、顧問税理士が監査役を兼務している。 監査役は、㈱ほそいりの決算を監査する立場にあるが、顧問税理士は会社から報酬を受け取って税務相談や税務書類の作成等を行う立場にあるため、両者を兼務した場合、自己監査のリスクが生じる。 監査役は、会社の決算業務に関与しない者から選任することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>株式会社ほそいりの税務相談や税務書類の作成等は、顧問税理士が所属している会社組織で行っているが、監査役は、顧問税理士が個人で行い、それぞれの立場で業務及び監査を行っている。また、監査役は、顧問税理士の他に決算業務に管理していない者を含めた2名体制で行っており、過去に不正等がなく、特に問題はないと考えている。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見56

意見の内容	
<p>(項 目) 経営戦略の見積り精緻化とモニタリング体制の構築（農業集落排水事業）</p> <p>(内 容)</p> <p>上記のとおり、現行経営戦略策定時に想定した以上に処理区域内人口が減ったことが、料金収入、営業外収益その他（新規汚水柵設置関係）、営業外費用その他（消費税）の計画差異要因となっている。</p> <p>そのため、令和6年4月1日の法適用後に策定される法適用版経営戦略においては、処理区域内人口の減少を正確に見積ることにより、各項目の見積りの精緻化を図ることが望まれる。具体的には、富山市の人口推移に定率の処理区域内人口比率を乗じる方法ではなく、過去の処理区域内人口推移に基づき人口推計を行うことが考えられる。</p> <p>その他、法適用版経営戦略を運用する際には、毎年度の実績を計画と比較し、両者が大幅に乖離した場合に経営戦略を見直す体制を構築することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>現行の経営戦略については、法適用後に見直すこととしており、その見直しに当たっては、総務省から出ている「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」を参考に、経営戦略の見積り精緻化やモニタリング体制などの、様々な要因を勘案しながら、検討したいと考えている。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見57

意見の内容	
<p>(項 目) 消費税計算の正確性の担保 (農業集落排水事業)</p> <p>(内 容)</p> <p>富山市は、自治体であるため一般企業と異なる税務論点があり、また、膨大かつ多様な取引を行っているため、消費税計算が非常に複雑になっている。一方で、富山市の職員は税務の専門家ではなく、また、定期的に人事異動が行われるため知見が蓄積しにくく、多額の税金計算誤りが生じやすい環境にあると考えられる。実際に、農業集落排水事業では多額の消費税の計算誤りが発見されており、富山市に重大の損失をもたらすリスクが高まっていると考えられる (今回は、たまたま5年以内の計算誤りであり全額還付請求できたため実損は無かった)。</p> <p>そのため、特に消費税の計算の正確性を向上させるべく、顧問税理士を選定する、定期的に消費税の検討を外部委託する等の施策を講じることが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>今回の事案は、H26 (5%→8%) の消費税率が変更されたタイミングで計算の誤りが生じたものであり、現在は、課内のチェック体制を強化することで、それ以降、誤りなく業務を遂行していることから、今後も引き続き、この体制で進めていきたいと考えている。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見58

意見の内容	
<p>(項 目) 大規模再開発における十分な体制整備（公設地方卸売市場事業）</p> <p>(内 容) 市場再整備事業については、複数の所属（農政企画課、行政経営課）が関与し、主に市場職員が業務を行っているが、市場側の人員にも限りがあることから、利害関係者への丁寧な説明を含め十分な対応が難しいとも考えられる。当事業においても、市場に代わって代表企業が利害関係者への説明を担っていたが、これらの説明は富山市側で実施すべきであったと考えられる。</p> <p>今後、複数の所属が関係する大規模な再開発案件を実施する場合は、専門的に業務を行う準備室を立ち上げるなど十分な体制を整備したうえで、利害関係者に対して丁寧な説明を行うことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>市場再整備事業については、現在、第I期工事となる青果棟及び関連店舗・事務所棟の建設を進めているところであり、来年1月末の竣工を予定しているところである。</p> <p>事業の進捗に伴い、再整備事業者や市場内事業者等の利害関係者との調整が必要となる場合は、市場管理事務所が主体となり、代表企業と連携し丁寧な説明に努めているところである。</p>	
<p>制度所管課（行政経営課）</p> <p>施設整備等にかかる体制の整備については、既存の組織体制や整備に関連する業務の状況、複数の所属による連携体制の構築状況などを踏まえ、配置する人員や組織の設置による体制強化も検討しながら、今後とも適切に判断していきたいと考えております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見59

意見の内容	
<p>(項 目) 適正な市場使用料の設定（公設地方卸売市場事業）</p> <p>(内 容) 富山市は、市場再整備事業の一環で、受益者負担の観点から使用料の見直しを行う方針である。見直しにあたっては、事業者による整備内容の詳細を確認したうえで、関係業者の負担能力や余剰地の地代収入などを勘案し、市場の運営費への影響を踏まえ、適正な使用料水準となるよう検討することが望まれる。 また、見直された使用料の算定根拠は、決定までの経緯も含めて適切に保存することが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>本市場の使用料については、昭和48年の開設時より見直しを行っておりませんが、今回、市場再整備事業により施設の建替えを行うことから、新たな市場施設の使用料を設定することとしております。（令和4年9月議会にて条例改正案上程）</p> <p>新たな使用料の設定にあたっては、</p> <ol style="list-style-type: none">①卸や仲卸といった業種間の収益性の違いに配慮した使用料負担の公平性②事業者の取引高増加への意欲を高める使用料体系の構築③持続可能な市場運営のための安定的な使用料収入の確保 <p>を基本方針とし、市場内事業者の負担能力を勘案し、適正な使用料水準となるよう検討してきたところであります。</p> <p>また、市場施設の使用料は、市場運営における重要な収入源であることから、算定根拠資料の保存については、適切に行うべきと考えております。今回設定した使用料については、決定までの経緯も含め、算定根拠資料を適切に保管してまいります。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に関する報告に添えて提出された意見について

意見60

意見の内容	
<p>(項 目) 市場使用料の減免条件の整理（公設地方卸売市場事業）</p> <p>(内 容) 富山市は、市場再整備の一環で使用料を見直すこととしており、新使用料が設定された際に改めて減免要否の判断や減免金額の算定等を行い、当該検討結果をもとに減免方針を整理する予定である。減免方針を整理する際には、他市場の状況等も参考にしながら、卸売業者等の多様な財務状況に対応できるよう減免条件を検討していくことが望まれる。</p>	
<p>(意見に対する考え方)</p> <p>市場使用料の減免については、富山市公設地方卸売市場条例第60条の規定により、「市長が特別の理由があると認めるとき」に適用できることとなっており、市長の決裁により適用の可否を決定しておりますが、適用する場合は、市場の公益性に寄与する業務について、やむを得ない場合に限定しております。</p> <p>現在、減免措置は、安全・安心な生鮮食料品等を市民に安定供給する役割を担う卸売業者に対して適用してきたところでありますが、仮に卸売業者が倒産した場合、市民の食生活等に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、新たな市場施設においても、減免の可否及び減免額等については、過去の営業実績や今後の業績予想、また他市場の状況等により総合的に勘案して、公正かつ慎重に決定してまいります。</p>	